泉佐健高第 1835 号
平成２７年９月１日

指定居宅介護支援事業所御中

泉佐野市高齢介護課長

介護保険住宅改修理由書作成業務について

平素より本市介護保険行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市におきましては、介護保険住宅改修の際、当該被保険者の居宅介護支援を行っている居宅介護支援専門員（以下､『担当介護支援専門員』という。）がいる場合であっても、必ずしもその担当介護支援専門員が理由書を作成する必要はなく、利用者の心身の状況及び住環境をよく把握している作業療法士、住環境コーディネーター検定試験 2 級以上の資格を有する者等であれば、理由書を作成することは可能としてきました。しかし、理由書作成業務は本来居宅介護支援の一環とされていることから、担当居宅介護支援専門員がいる場合は、原則、担当介護支援専門員が理由書の作成する取り扱いとさせていただきます。

つきましては、今後も利用者の心身の状況や住環境等にご配慮していただき、各種専門職と連携しながらご尽力いただきますようご理解ご協力をよろしくお願いします。

・適用開始時期　平成 27 年 10 月 1 日事前申請受付分より

【問い合わせ先】
泉佐野市健康福祉部高齢介護課
認定給付係
TEL : 072-463-1212
内線 2162、2163